

平成23年第3回防府市議会定例会会議録（その1）

○平成23年6月9日（木曜日）

○議事日程

平成23年6月9日（木曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 議席の変更
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 選任第 2号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について
- 6 市長行政報告
- 7 推薦第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
- 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 12 報告第 3号 防府市土地開発公社の経営状況報告について
報告第 4号 財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について
報告第 5号 財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について
報告第 6号 財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告について
報告第 7号 社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について
報告第 9号 公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について
報告第10号 社団法人防府市農業公社の経営状況報告について
- 13 報告第 8号 財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について
- 14 報告第11号 平成22年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について
報告第12号 平成22年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ
いて
報告第13号 平成22年度防府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計
算書の報告について

- 15 報告第14号 平成22年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第15号 平成22年度防府市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 16 議案第44号 市道路線の認定及び変更について
- 17 議案第45号 防府市英雲荘設置及び管理条例の全部改正について
- 18 議案第46号 防府市税条例中改正について
- 19 議案第47号 防府市手数料条例中改正について
- 20 議案第48号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 21 議案第49号 平成23年度防府市一般会計補正予算（第3号）
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	中林堅造君	4番	河杉憲二君
5番	斉藤旭君	6番	高砂朋子君
7番	山根祐二君	8番	今津誠一君
9番	久保玄爾君	10番	山田耕治君
11番	青木明夫君	12番	重川恭年君
13番	山本久江君	14番	横田和雄君
15番	弘中正俊君	16番	大田雄二郎君
18番	佐鹿博敏君	19番	田中敏靖君
20番	木村一彦君	21番	三原昭治君
22番	藤本和久君	23番	安藤二郎君
24番	田中健次君	26番	山下和明君
27番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 真 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	和 田 康 夫 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前 10 時 開会

○議長（行重 延昭君） ただいまから、平成 23 年第 3 回防府市議会定例会を開会いたします。

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 6 月 30 日までの 22 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 6 月 30 日までの 22 日間と決定をしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

議席の変更

○議長（行重 延昭君） 議席の変更についてを議題といたします。

議席の変更を議会運営委員会において御相談申し上げ、決定を見ましたので、議席順に氏名を御報告申し上げます。

局長より御報告いたします。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、御報告申し上げます。

敬称は省略させていただきます。

1 番	松 村 副議長	2 番	土 井 議 員
3 番	中 林 議 員	4 番	河 杉 議 員
5 番	斉 藤 議 員	6 番	高 砂 議 員
7 番	山 根 議 員	8 番	今 津 議 員
9 番	久 保 議 員	1 0 番	山 田 議 員
1 1 番	青 木 議 員	1 2 番	重 川 議 員
1 3 番	山 本 議 員	1 4 番	横 田 議 員
1 5 番	弘 中 議 員	1 6 番	大 田 議 員
1 8 番	佐 鹿 議 員	1 9 番	田中敏靖議 員
2 0 番	木 村 議 員	2 1 番	三 原 議 員
2 2 番	藤 本 議 員	2 3 番	安 藤 議 員
2 4 番	田中健次議 員	2 6 番	山 下 議 員
2 7 番	行 重 議 長		

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま御報告しましたとおり議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま御報告しましたとおり、議席を変更することに決しました。

それでは、恐れ入りますが、ただいま決定しました議席に、それぞれ御着席いただきますようお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前 1 0 時 3 分 休憩

午前 1 0 時 4 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。15番、弘中議員、16番、大田議員、御兩名にお願い申し上げます。

選任第2号防府市議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第2号を議題といたします。

安藤議員が議会運営委員会委員を辞任されたことに伴い、同委員会に1名の欠員を生じましたので、防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に今津議員を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員に今津議員を選任することに決しました。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 東日本大震災発生直後の支援等につきましては、3月市議会定例会の最終日に御報告申し上げましたが、改めまして、これまでの支援の取り組み状況等につきまして御報告申し上げます。

御存じのとおり、被災地では現在も、多くの方が避難されている状況であり、1日も早い復興をお祈り申し上げます。

お亡くなりになられた皆様に、心から哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に、改めてお見舞い申し上げます。

一昨年の豪雨災害の折に、全国からいただきました御厚情に報いるため、3月市議会定例会で議決いただきました義援金の6,000万円は、3月29日、全国市長会を通じまして、岩手県、宮城県、福島県に、それぞれ2,000万円をお送りいたしました。

また、震災直後から支援物資や義援金の受付及び市関係施設への募金箱の設置をいたしました。

義援金につきましては、日本赤十字社を通じ、被災地へお届けすることといたしており、6月8日現在で社会福祉協議会にお寄せいただいた御寄附を除き、6,080万9,671円の御寄附をお受けいたしております。このうち、5月末までにお寄せいただきま

した6,062万9,549円につきましては、既に日本赤十字社にお送りいたしております。

市民の皆様からお預かりいたしました支援物資は、市が直接大型トラックを手配し、福島県いわき市へ2回、宮城県多賀城市へ1回、そして宮城県亘理町へ1回お届けしたほか、山口県を通じて被災地へお届けいたしております。

支援物資の受付につきましては、被災地ではおおよそ支援物資が行き渡り始めていることもあり、5月末で一たん中止といたしております。

なお、義援金や支援物資をお寄せいただきました皆様のうち、住所、お名前が判明しているお方様へは市からお礼状をお送りいたしております。今後、お送りすることといたしております。

また、被害に対する支援対策のため、市の内部会議を3月14日から6月6日までに29回開催するとともに、防府市を挙げて被災地支援を行うため、3月18日に8団体からなる防府市災害支援対策連絡会議を立ち上げまして、これまでに10回にわたり会議を開催し、情報共有などを図ってまいったところでございます。

次に、被災地への本市職員の派遣についてでございますが、上下水道局の職員が3月13日から4月12までの間、福島県白河市をはじめ宮城県仙台市や多賀城市で、交代により合計9名が給水活動を行ってまいりました。

また、山口県緊急消防援助隊として消防職員5名が、3月14日から3月22日まで、宮城県牡鹿半島で被災者の捜索活動を行ってまいりました。

保健師につきましては、国からの保健師派遣要請により、4月12日から19日まで、宮城県仙台市若林区へ1名を派遣し、健康相談等の業務を行ってまいりました。また、今月15日から22日まで、同様に宮城県東松島市へ1名を派遣する予定といたしております。

さらに、全国市長会からの職員派遣要請にこたえ、4月14日からこれまでに、保健師2名を含む職員16名を交代により、宮城県多賀城市へ継続派遣しているところでございます。

今後とも、被災市町村の要望等に対しまして、可能な限り支援してまいりたいと考えております。

また、本市へ避難を希望される被災者の方への対応につきましては、既に相談窓口を設置し、関係各課と連携を図りながら、全庁を挙げて支援を行う体制をとっておりまして、実際に本市に避難をされている被災者の方につきましては、お困り事などについて、できる限りの対応を行っているところでございます。

震災からおよそ3カ月が経過し、国をはじめ復興に向けた対策が本格化しているところではございますが、本市は、一昨年の豪雨災害の折に、全国から温かい御支援をいただいた市でございますので、今後とも、被災地の状況に応じた、必要で的確な支援をできる限り行ってまいりたいと考えております。

続きまして、競輪場に設置してありました自動湯茶機の紙カップ・茶原液の購入契約に係る怠る事実の違法確認請求・損害賠償等請求住民訴訟事件の裁判について御報告申し上げます。

本件につきましては、山口地方裁判所において、昨年10月27日に言い渡されました「原告らの請求をいずれも棄却する」との第一審の判決を不服として、原告が11月8日に控訴したものでございます。

広島高等裁判所において審理が進められておりましたが、本年4月12日の口頭弁論を最後に結審し、5月26日に、「原告らの請求の一部を却下し、その他については棄却する」との判決が言い渡されたものでございます。

続きまして、住民訴訟の応訴について御報告申し上げます。

この訴えは、本年1月に住民監査請求をされ、その監査結果に不服があるとして、4月6日に長尾敬羊氏から、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、防府市長を被告として、山口地方裁判所に提出されたものでございます。

訴えの内容は、防府駅前広場におけるバス・タクシー事業者との賃貸借契約が違法なものであり、そのことにより契約で得た金銭の返却義務を負うことになった場合には、防府市が損害をこうむることとなるので、その場合には防府市長はその損害について、契約を締結した市長個人に対して契約賠償の請求をすべきであるとするもの、また、防府駅前広場内にある自家用車整理場は、防府市所有の土地でありながら、西日本旅客鉄道株式会社広島支社と締結した、防府駅南北駅前広場の自家用車整理場の管理運営に関する協定に基づき、駅前広場の土地所有区分割合に応じて同社に収益を分配していることは違法であり、防府市長は同社に対し、分配した収益の返還等の請求をせよとするものでございますが、市といたしましては、本訴状の内容は、承服しがたいものでございますので、市の顧問弁護士であります中山弁護士をこの訴訟の代理人に委任し、これに対応してまいります。

なお、訴訟に早急に対応する必要がございましたので、弁護士の着手金につきましては、予備費を充用させていただいております。

続きまして、財団法人防府スポーツセンターのプールの閉鎖について御報告申し上げます。

開設以来、市民の皆様に市民プールとして親しまれてきた財団法人防府スポーツセンターのプールは、昭和50年に50メートルプール、子ども用プール及び管理棟により供用が開始され、昭和58年には25メートルプールを増設して施設の充実が図られ、多くの方々に御利用をいただいていた施設でございます。

しかしながら、この施設も、竣工後36年が経過し、近年では、老朽化による傷みが目立つ状況となっております。

このことから、本年1月、財団法人防府スポーツセンターにおいて、専門の事業者にもプールの耐久性等の調査を依頼いたしましたところ、4月下旬に事業者から、「プールサイドには、広い範囲でタイルの凹凸やモルタル張り部分のひび割れ、浮きが発生しており、下地部分の安定性が疑われる。25メートルプールの底には無数の腐食があり、腐食が進めば、プールに穴があく可能性がある。また、基礎部分の鉄骨はさびの発生や腐食が顕著で著しく劣化している。残りの2つのプールも、モルタル部分のひび割れや浮きが見られ、漏水していると推測される。これらのことから、施設の老朽化は深刻な状況で、安全性の確保は難しい」との中間報告がされたところでございます。

この中間報告に基づきまして、財団法人防府スポーツセンターにおいて検討の結果、プールを御利用になる市民の皆様の安全が何よりも優先されますことから、まことに残念ではございますが、プールを閉鎖することとなりました。

利用者の皆様には、大変御不便をおかけすることとなりますが、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新しいプールにつきましては、関係者の皆様方から御提言をいただきながら、平成25年夏には供用開始できるよう努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。

したがって、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いいたします。

推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（行重 延昭君） 推薦第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

ます。

本案は、人権擁護委員のうち上田淑江氏の任期が9月30日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

御賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第1号については、これに同意することに決しました。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて

承認第6号専決処分の承認を求めることについて

○議長（行重 延昭君） 承認第1号及び承認第6号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第1号及び承認第6号の専決処分の承認を求めることについて一括して御説明申し上げます。

本2案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が3月25日に、また、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が3月30日に公布され、本市の国民健康保険条例をこれに準じて改正する必要が生じたもの、並びに、これに伴い、平成23年度の国民健康保険事業特別会計予算を補正する必要が生じたものでございますが、いずれも、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものを、このたび御承認いただくものでございます。

まず、承認第1号国民健康保険条例の改正の主な内容でございますが、暫定的に

「35万円」から「39万円」に引き上げられていた、健康保険法に基づく出産育児一時金の額が恒久化されたことから、それとの均衡を図るため、同様に暫定的な特例措置として引き上げていた、国民健康保険条例に基づく出産育児一時金の額について恒久化するとともに、国民健康保険法施行令の改正に準じて、国民健康保険料の基礎賦課限度額を「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を「13万円」から「14万円」に、介護納付金賦課限度額を「10万円」から「12万円」にそれぞれ引き上げるもの、並びに所要の条文整備をするものでございます。

次に、承認第6号国民健康保険事業特別会計予算の補正の内容でございますが、歳入では、国民健康保険料の増額分及び療養給付費交付金の減額分を計上し、歳出では、予備費にて、収支差を調整したものでございます。

御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。13番、山本議員。

○13番（山本 久江君） このたびの国民健康保険条例の一部を改正することについての専決処分では、ただいま御提案がありましたように、出産育児一時金の増額がなされておりますものの、国民健康保険料の基礎賦課限度額を「50万円」から「51万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を「13万円」から「14万円」に、さらに、介護納付金賦課限度額を「10万円」から「12万円」に引き上げる条例改正が行われております。

その合計を見ますと、昨年度と比べまして4万円多く、一昨年と比べましても8万円多い、77万円となりまして、極めて重い負担を国保加入者に強いることとなります。

多くの国保加入者が、高い保険料の引き下げを求めている中で、該当する世帯のさらなる負担増は、まさに耐えがたいものでございます。

さらに、こうした市民生活に影響のある問題が、議会での審議ができないまま決定されるという状況でございます。

よって、承認第1号の国民健康保険条例の一部改正及び承認第6号の国保会計予算の補正についてのこの専決処分につきましては、承認しがたい態度を表明いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。承認第1号及び承認第6号の2議案については、これを承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、承認第1号及び承認第6号の2議案については承認することに決しました。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて

○議長（行重 延昭君） 承認第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が4月27日に公布されたことに伴い、本市の市税条例も、これに準じて改正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものを、このたび御承認いただくものでございます。

改正の内容につきましては、東日本大震災により住宅や家財等に生じた損失の金額については、平成22年分以後の総所得金額から雑損控除として控除できるようにするものでございます。

御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第2号についてはこれを承認することに決しました。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて

○議長（行重 延昭君） 承認第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、ヒブ予防接種、小児用肺炎球菌予防接種及び子宮頸がん予防接種の実施に関する予算が不足したことに伴い、平成22年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものを、このたび御承認いただくものでございます。

補正の内容につきましては、歳出では、予防接種に関する委託料の増額分を計上し、歳入では、県支出金の増額分を計上するとともに、これらの収支差を予備費にて調整したものでございます。

御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第3号については、これを承認することに決しました。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて

承認第5号専決処分の承認を求めることについて

○議長（行重 延昭君） 承認第4号及び承認第5号の2議案を一括議題といたします。
理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第4号及び承認第5号の専決処分の承認を求めることについて一括して御説明申し上げます。

まず、承認第4号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、東日本大震災の被災地や防府市へ避難されてきた方々を支援することに伴い、平成23年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものを、このたび御承認いただくものでございます。

補正の内容につきましては、歳出において、職員の被災地への派遣に関する旅費等の経費を計上し、これと同額を予備費から減額したものでございます。

次に、承認第5号の専決処分の承認を求めることについてでございますが、山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙が、平成23年5月12日に執行されることに伴い、平成23年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものを、このたび御承認いただくものでございます。

補正の内容につきましては、歳出では、選挙の執行に要する報酬等の経費を計上し、歳入では、これと同額を県支出金に計上したものでございます。

御承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第4号及び承認第5号の2議案については、これを承認することに決しました。

報告第 3号防府市土地開発公社の経営状況報告について

報告第 4号財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について

報告第 5号財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について

報告第 6号財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告について

報告第 7号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について

報告第 9号公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について

報告第 10号社団法人防府市農業公社の経営状況報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第3号から報告第7号まで及び報告第9号、報告第10号の7議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第3号から報告第7号まで、並びに報告第9号及び報告第10号の7法人の経営状況報告について一括して御説明申し上げます。

まず、報告第3号防府市土地開発公社の経営状況報告についてでございますが、平成22年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

事業概要について御説明申し上げますと、公有地につきましては、廃棄物処理施設用地を防府市へ譲渡いたしました。平成23年度の事業計画でございますが、市から先行取得の要請がありましたら、随時対応する予定でございます。

続きまして、報告第4号財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告についてでございますが、平成22年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

主な事業といたしましては、平成23年度に開催される山口国体の軟式野球の競技会場となります野球場をはじめ、利用者が安全で安心して利用できるよう施設の管理に努めました。

また、個々の施設の特徴を生かし、市民が気軽に取り組める種目を取り上げて、多種多様なスポーツ教室の開催や講師の派遣をいたしました。

平成23年度事業計画の概要についてでございますが、6月15日から供用を開始する北側運動広場のほか、財団所有の各体育施設につきましては、利用者が、より快適に利用できるよう適正な管理運営に努めてまいります。

スポーツの振興につきましては、子どもから高齢者まで、年間を通して健康づくりがで

きるようスポーツ教室の開催や講師の派遣を行い、その普及促進に努めてまいります。

また、公益法人制度改革により本財団は、現在、特例民法法人として存続いたしておりますが、新公益法人制度に沿った必要な手続について、平成24年度を目途に行えるよう業務を進めてまいります。

なお、プールについてでございますが、耐用年数の調査の結果、老朽化が深刻な状況にあり、プール利用者の安全の確保が担保できないことが判明したため、施設を閉鎖することといたしました。

プール閉鎖に伴う市の予算対応につきましては、別途、補正予算案の中で御説明申し上げます。

続きまして、報告第5号財団法人防府市住宅協会の経営状況報告についてでございますが、平成22年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

事業の内容といたしましては、中層耐火構造住宅4棟96戸の適正な維持管理に努めてまいりました。

平成23年度事業計画につきましては、引き続き96戸の賃貸住宅の適正な維持管理を図るとともに、健全な運営に努めてまいります。

次に、報告第6号財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告についてでございますが、平成22年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業内容につきましては6業務を受託して、施設等の維持管理及び緑化推進に努めてまいりました。

平成23年度の事業計画につきましては、6業務を受託し、健全な運営に努めてまいります。

次に、報告第7号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告についてでございますが、平成22年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

各施設事業について概要を御説明申し上げますと、指定管理者として指定を受けた愛光園、大平園、なかよし園、わかくさ園及び身体障害者福祉センターについて、それぞれの施設機能を活用した施設運営に努めてまいりました。

愛光園では、在宅の知的障害者を対象に、自立と社会への適応性を高めることを目標に掲げ、個々の主体性を考慮した生活支援と作業支援を行い、大平園では、入所によって更生に必要な支援を行うとともに、短期入所事業として日中一時支援事業を実施いたしまし

た。

身体障害者福祉センターでは、在宅障害者の更生相談や機能回復訓練などを継続的、計画的に行い、社会生活への適応性を高めることにより、障害者の自立や社会参加の促進につながるよう努めてまいりました。

また、障害者全般の相談窓口として障害者生活支援センターにおいて、助言、支援を実施いたしました。

なかよし園では、就学前の心身障害児に対し、通園により集団生活に適應できるよう、個別の年間目標に沿って、機能回復訓練、その他必要な支援を行ってまいりました。

わかくさ園では、地域における心身障害者の生きがいの拠点として、在宅障害者一人ひとりの個性に応じた支援を行ってまいりました。

ホームヘルプサービス事業では、日常生活を営む上で、支障のあるお年寄りや心身障害者のため、家事援助や身体介護等を行ってまいりました。

地域包括支援センター事業では、市の委託を受け、防府東地域包括支援センターとして、担当地区である牟礼地区、松崎地区及び富海地区の高齢者の介護予防プランの作成や総合相談、権利擁護等の事業を行ってまいりました。

平成23年度の事業計画につきましては、各施設、各事業の持つ目的、機能を十分に考慮し、なお一層、積極的に事業を推進し、効果的な施設の運営に努めてまいります。

次に、報告第9号公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告についてでございますが、平成22年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

事業内容につきましては、指定管理者として指定を受けた防府市公会堂、防府市地域交流センター、防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリーの4施設について、それぞれの機能に応じた管理運営業務を適正に実施するとともに、設立の趣旨に沿った文化事業及び科学事業を企画、実施いたしました。

平成23年度事業計画につきましては、さきの4施設について、指定管理者として施設の安全管理の徹底と経費節減、サービスの向上に努め、利用の促進を図るとともに、自主事業を充実させ、施設の機能に応じた事業を展開いたします。

事業内容といたしましては、防府市公会堂及び防府市地域交流センターにおきましては、鑑賞事業、育成・普及事業及び発表・支援事業の三本柱による文化芸術事業の推進を図り、防府市青少年科学館におきましては、科学事業及び視聴覚ライブラリー事業の推進を図ることにより、市民一人ひとりが、文化の心をはぐくみ、文化を創造し、文化を享受することができる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、報告第10号社団法人防府市農業公社の経営状況報告についてでございますが、平成22年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

事業の内容につきましては、農作業受委託事業では、無人ヘリコプターによる防除作業の実施を初め、各種受委託事業の推進に努めてまいりました。

地域農業の担い手の育成に関する事業では、防府市農作業受託者協議会の活動の支援を行うとともに、無人ヘリコプターのオペレーターの育成を図るため、教習施設において知識と操作技術を修得させるとともに、フライト講習を実施いたしました。

地域住民との「農」の交流事業では、ミニ農園の利用者に栽培技術の向上を図るため、講習会を実施いたしました。

平成23年度事業計画につきましては、農作業受委託事業について、受託規模のより一層の拡大に努めてまいります。

特に、無人ヘリコプターによる防除作業の受託事業については、利用者の要請にこたえるため、無人ヘリコプター2機体制による防除を行うことといたしております。

地域農業の担い手の育成に関する事業につきましては、防府市農作業受託者協議会の活動を積極的に支援するとともに、無人ヘリコプターオペレーターの操作技能の向上を図ってまいります。

地域住民との「農」の交流につきましては、引き続き農園利用者への栽培技術の講習会を行ってまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これよりそれぞれ質疑に入ります。

まず、報告第3号に対する質疑を求めます。24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） 資料の1—（13）のところですが、ここに注記事項という形で書いてありますが、その中で、2の貸借対照表の注記ということで、「代替地については、取得原価にて帳簿価額としていたが、時価の著しい下落が認められたため、時価をもって貸借対照評価額とした」という形で、評価前の帳簿価額が2,823万8,292円ということで、評価損に関する会計処理の方法を特別損失による処理ということで示してあります。

それで、その金額については、その前の11ページの真ん中、縦に見る真ん中ですが、その中で、土地評価損ということで1,416万5,757円ということで、評価額が約半分になったと、こういう形で、その半分の金額を評価損という形でここに計上してあり

ます。

それで、土地開発公社のこういった土地については、これまで取得価格、あるいは帳簿価格という形で時価とかけ離れていると、こういった批判があつて、開発公社については、財産の過大な見積もりというものがあるんだというふうなことが、他市の事例などでよく言われておったわけでありませう。

そういう形の中で、防府市では、この代替地については、これについてはこういう形で、きちっとした会計処理というのか財務評価がされるということは、これで評価をするわけですけれども、それで、他の土地について、例えば15ページに明細表が示してあります、土地の。

これで見ますと、随分、古い取得のものがたくさんあるわけですね。昭和47年とか昭和56年、それから今の間屋口公有地も昭和56年ですけれども、ほかのものについても、やはりこういうことがあるんじゃないかと思うんですが、この辺の考え方についてお伺いをいたしたいのが質問の1点目であります。

それから、新年度の事業の計画の中では触れてありませんのでお聞きをいたすんですけども、議会が旧サティ前、今はイオン前ですけれども、その一度、売却した土地について、今、計画が出されておりますけれども、それでは駅前としてふさわしくないという形で議会が要望書を出しましたけれども、それに対する市の今時点の考え方をお聞かせ願えればと思います。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 特別損失のことについて、まずお答えいたします。

これにつきましては、平成17年に土地開発公社経理基準要綱が改正されましたところでございますが、当分の間は、従来の方法でも差し支えないということになっておりました。

しかしながら、20年の8月に経過措置が廃止されて、21年度決算からは、改正後の経理要綱基準に基づいて処理するということになりました。

このため、今まで貸借対照表の流動資産のほうに計上しておりました公有地につきましては、再取得の見込みがない土地につきましては特定土地、また、取得した土地の代替地として公社が取得した土地につきましては、代替地として新たに勘定科目が設けられたところでございます。

このため、20年度まで公有地として位置づけておりました西泊公有地、それから間屋口公有地につきましては、再取得される見込みのない土地ということでございますので、

そのような取り扱いをしたところでございます。

その市によって再取得される見込みのなくなった土地、この土地につきましては、簿価ではなくて時価評価を行い、その時価評価が簿価の50%、これに満たない場合には、時価評価額を簿価として、その差額を特別損失、土地損失額として特別損失に計上することになりました。

このため、土地開発公社が所有しております土地で、市によって再取得される見込みのなくなった御指摘の間屋口公有地につきましては、簿価が御指摘のとおり2,823万8,292円でございますけれども、時価評価額が1,407万2,535円となっております。

このため、時価評価額が簿価の50%に満たない49.8%になりましたので、時価評価額であります1,407万2,535円を簿価としまして、その差額であります1,416万5,757円を特別損失として計上したものでございます。

それから、2点目の防府駅みなとぐち広場用地でございますけれども、この用地につきましては、株式会社原弘産さんに売却したものでございますけれども、転売の承認につきましては、承認とする方向で市議会のほうに御説明いたしました。4月22日に、承認は見送ること、また、買い戻しを行うなど、防府市の玄関口にふさわしい活用方法について再検討することとの要望書が提出されました。

また、5月31日は、商工会議所から、みなとぐち広場用地は、防府市の顔として将来を見据えたにぎわいのある拠点施設整備づくりが重要な場所であり、当初の売却条件の計画に沿った開発が進められるようにとの要望書が提出されたところでございます。

このため、株式会社原弘産さんのほうに要望の内容をお伝えし、見直しの検討をお願いしておりますが、転売の承認、不承認の決定につきましては、現在、協議中ということでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） 原弘産の件はわかりましたから、改めてそれ以上、今時点でお聞きいたしません。その評価がえをするというものが、評価が50%を切ったらそれを帳簿で上げるというのは、何か物すごくちょっと普通の感覚から外れるような気がするわけですが、帳簿上の価格が実際の半分以下になったら、そのときに改めて評価がえをするというのは、これは全国的な、統一的なそういうような指針だとかいうものが、何らかのものがあるわけでしょうか。

もうちょっと、そこを例えば30%だとか20%だとかいうふうに見るのが普通の感覚ではないかと思うんですけれども、この辺についてはどういうことになっておるわ

けでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 御質問についてでございますが、これは土地開発公社経理基準要綱というものは、総務省が策定しているものでございます。

これが、先ほど申しましたように、平成17年に改正されまして、しばらくの間は現行のままでいいということだったんですけれども、21年度決算から全面適用ということになりまして、その中の要綱のこれ第25条に定められておるわけなんですけれども、見出しが、土地造成事業にかかる土地等の評価方法でございますけれども、その時価が取得原価より著しく下落したときというふうなうたってあるんですけれども、第2項におきまして、時価が取得原価に比べておおむね50%以上下落している場合には、著しく下落しているという判断が出ておりますので、これに基づきまして、間屋口公有地につきましては、調査しましたところ49.8%となりましたので、時価評価額を簿価としたものでございます。その差額について特別損失として計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 土地開発公社、それから報告第5号、報告第6号にもちよつと関連するんで、一括して、これはむしろ意見ですが述べさせていただきます、同じことを言わなきゃいけませんので。

それぞれ監査報告書がついておりますが、防府市土地開発公社の監査役というか監事さんは、安田憲生会計管理者、そして福田直之企画政策課長が監査をしております。

報告第5号の財団法人防府市住宅協会の経営状況につきましては、同じく安田さんと財政課長である熊谷俊二さん。報告第6号の防府市公営施設管理公社については、会計課長の安村さんと財政課長の熊谷俊二さんというふうな、右手で市長の下に働く市の職員、左手で松浦理事長のものの監事ということで、何もかも右手と左手が、極端な言い方をしますと、心臓部分是一緒なんですよね。

そういう状態での監査というのは、なかなか公平性は保てないというふうに思います。少なくとも、ほかの団体と同じように、お一方は部外者、少なくとも独立機関である監査委員、あるいは監査委員事務局から監事は出さないと、透明性あるいは公平性という面から大変疑問が残る。

また、地域振興株式会社のような不祥事が起きる可能性もなきにしもあらず。あるいは、監査というのは、1足す1は2とか、2足す2は4になつとるかという監査だけではなくて、事業内容の監査もあるわけございまして、そういう面から、ぜひ監査、監事さんの

お一方は、部外者ないしは監査委員事務局あるいは監査委員さんがするよう意見を申し上げておきます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第3号を終わります。

次に、報告第4号に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） これ、またちょっと、ずっとかかるんですが、それは別として、防府スポーツセンター、いろんな施設がありますが、ここも人が集まる場所ですし、市長は、このスポーツセンターの施設についても、「安心・安全」という言葉を使われましたが、このスポーツセンターの野球場ほかいろんな、陸上競技場もあるでしょうし、この耐震性については診断をされたのか。あるいは、されたとすれば健全なのか。健全でないとすれば、改修計画はどのようなのかについてお尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午前11時 休憩

午前11時13分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） スポーツセンターの施設のうち野球場については耐震診断を実施しております。I s値0.28という結果で、少し耐震性は低いという結果が出ております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今、野球場についてはI s値が0.28、0.6ならまあええかと、こういうのが世間的な耐震性のようですが、0.28は相当低いという数字ですし、陸上競技場についてはどうなのか、答えはいただいておりますが、もうこれ以上は言いませんが、こういうことを提言したりするのも監事の役目なんですね、監事の役目なんですよ。

監事さんは、1足す1は2だけをやるのが監事ではないんです。そういうことが、ちゃんとしてやっておられれば、今、私が質問したって、すぐ答えが出たかなという思いがしております。

そういう意味において、もうあとの事案、もう本当はあるんですけども、同じことを聞いて、また議会がとまるということは私としても本意ではありませんので、聞きませんが、そういう各種団体の施設についても、ちゃんと耐震性を診断をし、必要ならば2次診断ま

でして、そして非常にI s 値の低い施設については、早期に改修をすると。市民の安全・安心、危機管理ということからしたら、大変大事なことだろうと。

目の前に東日本大震災があったわけですが、ぜひ、他山の石として、早急に対応を講じられるということが必要だろうということを申し上げておきます。

○議長（行重 延昭君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 今、土井議員が質問されまして、土井議員は、もうこれぐらいでということだったんですが、今、野球場が0.28ということで、これはどのように対応されるかというのは、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 質問の要旨がわかりましたか。教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今、学校の耐震補強を進めております。で、市内のほかの公共施設につきましては、今、総務部のほうで取りまとめて、これからどのように対応していくかということを全体として検討されるというふうに聞いております。その中で、どのように対応していくかということを全体として検討していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 1つ確認したいんですけど、たしか国体で、野球で使われますよね。だけど、もう当然、間に合わないということではないですか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 国体につきましては、もう目前に迫っておりますので、もう対応については間に合わないというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） スポーツセンターの報告書の1ページ目の中ほどに、「指定管理者であるコナミスポーツ&ライフ・日本管財グループが主催するスポーツ教室に講師を派遣し」という形で書いてあります。

それで、具体的に8ページ、2の（8）のところに、コナミグループ主催という形で、5月から翌年の3月の中旬ぐらいまで、かなり連続的にそういうものがしてあります。

で、新年度も同じような形で計画がされておるわけですがけれども、こういう形で労働者を派遣するということは、財団の職員さんを指定管理者に派遣するということは、いわゆる労働者派遣法との関係で、法律上のそういった問題をクリアしておるのかどうか、この辺について確認をしたいわけですがけれども、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） この派遣というふうに書いてありますが、これは、コナミとスポーツセンターがこういう種目について、こういう講座を開くということで、あとの講座の運営等は、すべてスポーツセンターのほうで行っております。ですから、その辺の法的な問題は、ないというふうに考えております。

以上でございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号に対する質疑を求めます。13番、山本議員。

○13番（山本 久江君） 1点だけお尋ねをいたします。

市内中心部にあります八王子第1アパート、平成23年度は4戸管理をしていくということでございますけど、大変老朽化し、今後、この第1アパートをどのようにされていくのか、その方向性について御検討されていることがございましたらお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 八王子住宅についての御質問でございますけれども、議員御指摘のように、築後約60年経過いたしております。

それで、現在、4世帯、入居されておられますけれども、その住みかえを進めておりまして、すべて退去された後については解体を予定いたしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、山本議員。

○13番（山本 久江君） そこに住んでおられる方々への、そのあたりの十分な理解は進んでいるのでしょうか、そのあたり、御答弁をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） そういったことで、お住まいの方にいろいろな御相談等に乗っておりますので、いたしておるといふふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） 私のほうからは、公益法人改革について、市の対応、各団体の対応をお聞きしたいと思います。

昨年は、スポーツセンターのところでお聞きしましたが、スポーツセンターは公益法人に移行するという形の方針が、もう既に示されておりますので、改めてお聞きをしますが、あと、ほかのも関係がありますので、今のところ明確に示されておらないこの住宅協会、それから公営施設管理公社は、前、何かのときにどなたか聞かれたかもしれませんが、この場でちょっと改めてお聞きをしたいと思います。

それから、ほかのときにお聞きしましたけど、農業公社についても、もしそういったものがわかれば、まとめてちょっとお答え願えればと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 公益法人改革ということで、まとめてということですので、私のほうから一応、現在までの今、検討状況といいますか、これについてお話をさせていただきます。

先ほど申しました御報告しました中で、文化振興財団につきましては、公益財団法人ということで、もう4月1日からスタートしたわけでございます。それと、報告の中でお示ししておりますように、財団法人防府市スポーツセンターにつきましても、この公益財団法人を目指すことということが、一応、決まっているようでございます。

それから、財団法人の水道サービス公社につきましては、一般財団法人への移行を今現在、検討されております。

それから、農業公社あるいは公営施設管理公社、防府市住宅協会、これにつきましては、現在、まだ検討中でございますけれども、一応、解散もめどに、目標といたらおかしいんですけれども、そういったことも考慮しながら検討しているところでございます。

こうした中で、防府市公営施設管理公社につきましては、今、私どもの総務部の関係でございますけれども、一応、解散の方向で、今後、職員の方等々とも24年度末を目途に協議を進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第5号を終わります。

次に、報告第6号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第7号を終わります。

次に、報告第9号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第9号を終わります。

次に、報告第10号に対する質疑を求めます。26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 平成22年度の事業報告の中に、地域住民との「農」の交流事業というところで、ミニ農園の実施状況についての一覧が掲載されております。

で、見ますと、昨年の11月、大道5376番地、下津令ということで、開園して7年余りで、昨年の11月に閉園ということで、ここに至った経緯、特に、区画数に対して利用区画数の8に対して7というところで、非常にミニ農園というものは、利用率が高い、喜んでいただいている一つの交流事業として、そのようには受けとめてはおりますが、この件について、今後、要するに、開園になるのかならないのか、その経緯についてお伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 大道地区の下津令地区のミニ農園についてお答えをいたします。

このミニ農園につきましては、平成15年10月に開園したものでございます。当時は、区画数が8区画ございまして、平成18年度以降、ほぼ6区画、7区画と順調に利用されてきたわけでございますけれども、平成22年度で閉鎖となっております。

今後について、当分の間、閉鎖の状況は続くというふうに考えております。今、経緯につきましては、申しわけございません、手元に資料がございません。

○議長（行重 延昭君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 報告される以上、確認をした上でしていただきたいなと思います。

それともう1点、23年度の、ページ数からいうと8—（30）のところですか、23年度の事業計画ですが、同じく地域住民との「農」の交流事業であります。このミニ農園が8カ所、104区画ということで、その内容について、その下に平成23年3月15日に、大道小俣地区に開園したミニ農園については、立地条件が悪く利用希望者がないため、本年度は農園の土壌改良等を行うと。で、ミニ農園としての適性について検討を行うと。

これ、確認されたでしょうか。まず、お聞きします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 議員、御質問の大道の小俣地区のミニ農園でございますけれども、このミニ農園につきましては、23年3月に開園をしております。合計で11区画あったわけでございますけれども、このミニ農園につきましては、現在、土壌改良中というふうに聞いております。市民の方が利用しようと思っても、なかなか野菜が育たない、育てにくいというふうな声を聞いておりますので、現在、土壌改良中でございます。

今後、この改良が済みましたら、ちゃんとした形で市民の皆様に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 今の小俣地区のことにに関して、この23年、ことしの3月から開園しているわけで、利用者があったような御回答でしたけれど、利用者はないと。区画利用者はゼロになっております。

要するに、立地条件が悪いと、こう明記されているわけでありまして、その立地条件が悪い状態の中で、土壌を改良していくということを先に行われるということで、先ほどの下津令の開園した状況と、また、この小俣地区のミニ農園について、要するに、もう少しどうでしょう、わかりやすい、現場を見た上で、報告なり事業計画を把握した上で出していきたいなど、これは要望でありますので。

今、この小俣地区については、立地条件が悪いというのが、本当にその立地条件というものがどうなのかというものを部長が確認した上で、何がこの立地条件が悪いのかというところを把握された上で報告いただきたいかったなど。

終わります。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今のに関連してお尋ねをしますが、この農園の土壌改良というのは、まず、だれがやるのかということを知りたいと思います。

と申しますのは、ミニ農園の契約のあり方、防府市農業公社が土地を買って、ミニ農園として開放するのではなく、土地所有者は土地所有者でおって、ミニ農園という名前についておるけれども、農業公社は、ただあっせんをするというだけだというふうに僕は理解をしておったんですが、だとすれば、土壌改良を相手業者がやれば済む話だし、あるいは、応募者がなければ、応募者ないですって、終われば済む話だろうと思うんですが、そういう意味からして、この農園の土壌改良をだれがやるのかということをお教えください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 今の議員の質問でございますけど、まず、公社につきましては、あっせんをしているだけでございます。

ただ、今回の土壌改良につきましては、すべて公社のほうで改良するというようにしております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 公社の経費でもって人の土地を土壌改良して、あるいは3年先、5年先に解約したいと相手の方がおっしゃったら、ああそうですかという、こんなにあほなことではないですよ。これはすべきではない。絶対すべきじゃないということを申し上げておきます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第10号を終わります。

報告第8号財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第8号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第8号財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について御説明を申し上げます。

まず、平成22年度の決算についてでございますが、お手元の事業報告書及び財務諸表等にお示しいたしておるとおりでございます。

事業の内容につきましては、給配水管の修理業務をはじめメーターの取替業務、配水管の布設管理業務など、水道事業にとって不可欠な業務を遂行し、市民サービスの向上に努めてまいりました。

次に、平成23年度の事業計画についてでございますが、本年も給配水管の修理業務をはじめとする市民生活に密着した業務を中心に、公社の目的であります水道事業の円滑な運営に協力し、防府市民の健康と福祉の増進に寄与してまいりたいというふうに考えております。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

今後とも、公社の運営につきましては、よろしくご支援のほどお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） サービス公社のことは、ちょっと不勉強でよく存じませんので、ちょっととんちんかんな質問をするかもしれませんが、ちぐはぐな質問かもしれませんが、6の12ページに監査意見書がついております。

それで、監査されている方は、たしかこれは税理士さんとか、社会保険労務士さんだろうと思うんですが、理事長の方は、これまでは水道の幹部職員だった人のOBだとかいう方がなられていると思うんですが、私、余人を知りませんので、この方を存じないんですけれども、どういう形でこういう理事長職を迎えられたのか、その辺の経緯について御説明願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 上下水道事業管理者。

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） お答えいたします。

公社の理事につきましては、もとはプロパー職員でございます。理事に公社の職員をそのまま登用したということであります。

○議長（行重 延昭君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第8号を終わります。

報告第11号平成22年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第12号平成22年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第13号平成22年度防府市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第11号から報告第13号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第11号から報告第13号までの平成22年度の継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書の報告について、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第11号平成22年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございますが、本年3月の市議会定例会で、継続費の補正について御承認をいただきましたクリーンセンター整備・運営事業ほか2事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示しておりますとおり、繰り越したものでございます。

次に、報告第12号及び報告第13号の平成22年度防府市一般会計及び公共下水道事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本年3月の市議会定例会で、それぞれ予算の繰越について御承認をいただきました防災倉庫整備事業ほか31事業及び公共下水道事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示しておりますとおり、繰り越したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第11号の質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第11号を終わります。

次に、報告第12号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第12号を終わります。

次に、報告第13号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第13号を終わります。

報告第14号平成22年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第15号平成22年度防府市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第14号及び報告第15号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第14号及び報告第15号について、一括して御説明申し上げます。

報告第14号平成22年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告及び報告第15号平成22年度防府市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成22年度予算に定めました建設改良事業のうち防府市水道事業会計予算は、第4期拡張事業及び施設改良事業について、工業用水道事業会計予算につきましては、施設改良事業について、お手元の繰越計算書のとおり、繰り越すものでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第14号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第14号を終わります。

次に、報告第15号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第15号を終わります。

議案第44号市道路線の認定及び変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第44号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第44号市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、芝生1号線ほか13路線の認定、水道局東線ほか3路線の変更をお願いするものでございます。

内容といたしましては、生活道路及び開発道路に関する14路線の認定、経過地の編入及び起点変更による4路線の変更でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第44号については、原案のとおり可決されました。

議案第45号防府市英雲荘設置及び管理条例の全部改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第45号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第45号防府市英雲荘設置及び管理条例中の全部改正について御説明申し上げます。

本案は、史跡菟往還関連遺跡であります三田尻御茶屋、防府市英雲荘の母屋の修理が終わり、本年9月からの一般公開を予定しておりますことから、英雲荘の適正な管理と運用を図るため、条例の改正をお願いするものでございます。

条例の主な内容でございますが、英雲荘の休業日、開場時間及び公開の対象となります本館の観覧料を新たに定めますとともに、茶室であります花月楼につきましては利用時間

を改め、これまでと同様に有料施設として、お茶席などに御使用いただけるよう定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 数点、質問をいたします。

英雲荘の開場時間は午前8時から午後5時というふうになっております。地図で申し上げますと、表門から木戸門の手前までは8時から、もう開放をしておるといふふうに理解をしておりますが、もぎりは本館の入り口にあるということでしたので、そうだと思いますが、一方、花月楼につきましては、8時から5時まで使えると。

一般的に、1つの施設の中で、片方は8時から、本館は9時半から、1時間30分も差がある、終わりも差があるんですね。

8時過ぎぐらいから、入れるかもしれないと行ってみた。で、木戸門のところから中をのぞいてみれば、花月楼のほうはそうそう人がしておると。で、本館のほうは9時半まで入れませんよと、こういうことであれば、一般に来た人からしたら、非常に不公平感があるわけですが、なぜ、同じに、8時なら8時、あるいは9時半なら9時半に合わせなかったのかということについて、まずお尋ねをします。

2点目は、花月楼の利用者は、本館も一緒に行ってみることができるのかどうか。花月楼の人は花月楼だけですよということなのか、あるいは庭園にも出ることができるのか、あるいは本館にも行くことができるのか、お尋ねをいたします。

それと、第12条関係の減免規定ですけれども、減免規定の中に、「市長が特に必要があると認める場合は」ということが書いてありまして、大平山のロープウェイなんかによりますと、これが多用されて、条例本則そのものは何のためにあるのかというような気がしてなりません。

そこで、あえてお尋ねをしておきますが、ここで想定をしておる、市長が特に認める場合ということは、どういうことを想定をしておるのか。

私は、条例制定権までは議会に議決権はあるわけですから、しかし、市長が特にということで、それも規則でどんどん逃げて、あれも市長が特に、これも市長が特にであれば、条例本則のそのもの持つ意味がなくなる。

だとするならば、制限列举で、最初から条例本則に特例を書いて、「市長が特に」というのは削るべきではないかという意見を持っておりますが、そういう観点から、「市長が特に」ということはどういうことを想定しておるのかということをお尋ねをします。

4点目は、花月楼ですけれども、他の施設等々に比べまして非常に安い、丸々朝8時か

ら5時まで使っても2,400円ぐらいで使えるわけなんですね。それは、10人使おうと20人使おうと、そうなんです。異常に安いような気がいたします。

そこで、市内にほかに茶室として利用するところがあるのかどうか知りませんが、私の頭の中には、芳松庵があるのかなという気がしますが、民間を圧迫してもいけません、芳松庵は使用料がどの程度になっておるのかをお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） それではお答えいたします。

まず、開館の時間でございますが、本館と花月楼の時間が違うということでございますが、まず、本館につきましては、施設をごらんになったらわかると思いますが、かなり雨戸がたくさんございます。職員が行って開館の準備をするのに、かなり時間がかかると考えております。それが1点。

それから、終わりの時間につきましては、これは入っていただく時間が4時で、それから見ていただくということで、そこで時間の差がついております。

そういうことで、花月楼と本館は時間の差がついているということでございます。

それから2点目でございますが、花月楼を使用されるお客様につきましては、本館の観覧はできないというふうに考えております。本館を見られる場合には、改めて観覧料を払っていただくということにしております。

それから、3点目の減免についてでございますけど、減免につきましては、規則で一応定めることにしております。

それは、小・中学校あるいは高等学校の児童または生徒及びその引率者が、教育活動として観覧または使用するとき。それから、身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けている者が――その介護者を含むですが――観覧または使用するとき。一応、こういう規則を定めようとしております。

それから、ほかに考えられますのは、市のお客様が来られたような場合、こういったことを想定しております。

それから、4点目の天満宮の芳松庵の利用料金でございますが、1日で5万円というふうに聞いております。で、花月楼につきましては、これまでの条例でも、この金額で利用していただいております。

このたび、建物の改修が完了したということで、観覧料について条例改正を行ったわけでございますけど、これからまだ、庭園の整備等、計画しておりますので、一応、本館部分について観覧料をこのたびは定めたということでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 8時からじゃけれども、本館棟は窓があげ閉めに手間がかかるから9時30分ですよと。終わりも――終わりは4時があれですけども、閉めるのは4時半には出てくれって書いちゃうわけですよ。花月楼のほうは5時までおってもええけども、本館棟のほうは4時半には出てくれと、30分かかって閉めんにゃいけんからって。

何か、いかにもお役所的な発想で、一般市民から見ると、片方のほうではまだそうそうしよるんですよ、花月楼のほうでは、あるいは朝8時からしよるんです。何で入れてくれちゃないか。窓をあけるまで待ちさんせ。よう、説明してあげてください、そういうことを。

どういうふうに旅行に来た人、観光に来た人が思われるか。あっちのほうじゃ、人がそうそうしよってじゃない。花月楼に行った人は、庭にも出て見れるわけですよ。

なら、外から、木戸のほうからのぞいてみたら、そうそうしよってのに、私ら、なして9時半まで入れてくれんのかという疑問は必ず出てきますよ。窓をあけんにゃいけんから、1時間30分待つてと。非常にお役職的な発想だなという思いがしております。

ということは、2番目の問題では、花月楼の利用者は本館には入れないということは、花月楼と本館とは入り口が全く違うと。花月楼に入った人は、花月楼の入り口から入って、花月楼の入り口から出ていくというふうになっているというふうに理解をします。

それから、3番目のその減免規定ですけども、小・中学生の教育活動や身障者の方には減免規定を設けると、これはもう当たり前で、結構だと思いますが、しかし、考えてみますと、たしか、ちょっと今、ここへ手ものを持っていませんが、体育館の条例では、このことが、たしか条例本則の中に書いてあったのではないかなというふうに思いますが、だとすれば、ここだってこれ条例本則の中に、小・中学生と身障者については云々ですよということをなぜ書かれないのかなという思いがしております。

それから、花月楼の使用料ですけども、参考までにお伺いしました芳松庵は、1日5万円という、非常に、25倍、およそこはずっと使っても2,500円程度ですから、朝から晩まで使っても2,500円程度でしょうから、25倍になるわけですが、前の条例がどうか知りませんが、花月楼にも修繕として多額の金も使い、多分、畳も新しい畳に入れかえてあるのではなかろうかなという思いがします。

そうしたときに、前がそうじゃったからというて、それそのまま使う必要は全くない。むしろ、天満宮が聞いたら、天満宮が僕は文句言うてくりゃせんかと思えますよ、逆に言や。これ、逃げますいね。はるかに芳松庵よりは花月楼のほうが由緒あるし、英雲公がお茶をたてよっちゃったところですから、はるかに由緒もあるし、そういう史跡のところ

1日2,500円ぐらいで使えて、芳松庵は階段は上らんやいけん、階段はおりにゃいけん、それで1日5万円取られる、そりゃ行く者はおりませんわ。民業圧迫も最たるものだと思います。

今、ここで私がどうのこうの言いませんが、ぜひ教育民生委員会に付託はなるんでしょから、その辺も含めて教育民生委員会で慎重な御審議をいただくことをお願いして、質疑を終わります。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第45号については教育民生委員会に付託と決しました。

議案第46号防府市税条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第46号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第46号防府市税条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市の市税条例について所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、地方自治法の一部改正において、地方開発事業団が廃止されたことに伴い条文整備するもの、また、地方税法の一部改正において、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により、居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、住宅借入金等特別税額控除を適用できることとされたことに伴い、これに準じて所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第46号については、原案のとおり可決されました。

議案第47号防府市手数料条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第47号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第47号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

山口県が行っております屋外広告物に関する事務の権限移譲について、山口県知事との協議が整い、平成23年10月1日から本市において処理することになりました。

本案は、このたびの権限移譲に伴う屋外広告物の表示の許可等の事務に関して、新たに生じる審査事務について手数料を新設しようとするものでございます。

なお、今回、規定いたします本市の手数料の額につきましては、事務の移行による混乱を生じさせないため、山口県と同額とすることにいたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） この屋外広告物法は、県が条例で定めて云々という形の法律になっております。

ただ、屋外広告物法の第6条で、景観計画との関係ということで書いてありますが、「景観計画を策定した景観行政団体の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする」と、こういう記述もあって、防府市は、この景観行政団体になったわけでありますので、当面は県の条例に基づいてするというので、もちろんいいわけでありますけれども、この条例をさらに進化させて、市として独自の規制を強めていただきたいと、そういうことをちょっと意見として申し上げておきます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第47号については産業建設委員会に付託と決しました。

正午になりましたが、続行いたします。

議案第48号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第48号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第48号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、勝坂住宅のうち老朽化した4棟14戸を解体し、用途廃止をいたしましたので、管理戸数を改めようとするものでございます。

御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算（第3号）

○議長（行重 延昭君） 議案第49号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8,974万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を375億5,016万1,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますように、防府市地域協働支援センター指定管理経費について、平成28年度までの債務負担を設定をいたすものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、6ページの第3表にお示しいたしておりますように、ごみ処理施設整備事業及び消防施設整備事業にかかわります限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりまして、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページ上段の14款使用料及び手数料2項手数料につきましては、5目土木手数料といたしまして、議案第47号の防府市手数料条例の改正でお示しいたしましたように、山口県から権限移譲を受けまして、本年10月から開始をいたします、屋外広告物等の表示の許可申請に関する手数料を計上いたしております。

次に、同じページ下段の15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金につきましては、母子生活支援施設へ入所される方が当初の見込みより増えましたので、母子生活支援施設措置費負担金を増額補正するものでございます。

10ページ上段の2項国庫補助金3目衛生費補助金につきましては、ごみ処理施設整備事業に係る本年度の循環型社会形成推進交付金を国の予算の年度間調整により減額補正をするものでございます。

また、新たに6目消防費補助金といたしまして、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車更新整備事業に対します防衛施設周辺消防施設整備補助金を計上するものでございます。

次に、同じページ下段の16款県支出金1項県負担金につきましては、1目民生費負担金といたしまして、先ほど国庫負担金で御説明を申し上げますが、母子生活支援施設措置費負担金を増額補正するものでございます。

また、4目県移譲事務負担金といたしまして、手数料の項でも御説明申し上げますよ

うに、屋外広告物に関します事務負担金を新たに計上するものでございます。

12 ページ上段の2 項県補助金につきましては、補助事業の内示決定等によるものでございまして、1 目総務費補助金といたしまして、離島航路の運航にかかわります野島航路補助金の増額を計上いたしております。

次に、2 目民生費補助金といたしまして、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び子育て支援特別対策事業費補助金の増額を計上いたしております。

また、ファミリーサポートセンターの運営に対します県補助金が廃止とされましたので、ファミリーサポートセンター事業費補助金の減額を計上いたしております。

次に、3 目衛生費補助金といたしまして、新たに、山口県地域グリーンニューディール基金からのごみゼロやまぐちクリーンアップ活動支援事業補助金を計上いたしております。

次に、5 目農林水産業費補助金といたしまして、山口県農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金の増額とともに、新たに、環境保全型農業に取り組む農業者の皆様を支援する事業に対する環境保全型農業直接支援対策事業費補助金を計上いたしております。

次に、同じページ下段の20 款繰越金につきましては、平成22 年度の決算見込みに基づき計上いたしております。一般会計におきましては、約20 億円の実質収支を見込んでおりまして、繰越金の処理につきましては、同和地区住宅資金貸付事業特別会計等を含めた普通会計で再計算をいたしまして、実質収支の2 分の1 相当額を財政調整基金に直接積み立て、残りの9 億円を今回、一般会計の繰越金といたしまして計上いたしております。

歳入の最後でございますが、14 ページ下段の22 款市債1 項市債2 目衛生債につきましては、ごみ処理施設整備事業に係る国庫補助金の減額分に対する清掃債を計上いたしております。

また、5 目消防費につきましては、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車更新整備事業に消防施設整備事業債を計上いたしております。

それでは続きまして、歳出の主なものにつきまして御説明申し上げます。

まず、16 ページ上段の1 款議会費1 項議会費の1 目議会費につきましては、議会モニター制度の実施にかかわる経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の2 款総務費1 項総務管理費1 目一般管理費3 節職員手当等につきましては、東日本大震災にかかわります職員の派遣に伴いまして、時間外勤務手当等の増額補正を計上いたしております。

次に、15 目電子計算費につきましては、サーバーに障害が生じまして、事務の遂行に支障を及ぼすことが懸念されますので、サーバー更新の使用料を計上いたしております。

次に、16 目地域振興費につきましては、防府市地域協働支援センター指定管理者の選

定に係る経費を計上いたしております。

また、有限会社野島海運への離島航路補助金について、国庫補助の減額に伴います、県、市が負担する補助金の増額を計上いたしております。

次に、18ページ上段の3款民生費1項社会福祉費の4目高齢者福祉費につきましては、介護基盤緊急整備特別対策事業に火災報知機設備の整備が追加されましたので、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の増額を計上いたしております。

同じページ下段の2項児童福祉費の2目児童措置費につきましては、安心こども基金の適応事業であります、元気子育て支援センター推進事業の経費を増額するとともに、新たに、保育所施設整備費補助金、保育所AED設置事業費補助金を計上いたしております。

次に、3目ひとり親福祉費につきましては、父子家庭の家事等支援の要望が当初の見込みより増えておりまして、父子家庭支援事業委託料の増額を計上いたしております。

また、母子生活支援施設措置費の増額を計上いたしております。

次に、4目児童福祉施設費につきましては、留守家庭児童学級の運営経費といたしまして、一部、緊急雇用創出事業の対象と認められなかったために、労働費から組み替えまして、留守家庭児童学級指導員の報酬等の経費を計上いたしております。

次に、20ページ上段の4款衛生費1項保健衛生費の4目環境衛生費につきましては、山口県地域グリーンニューディール基金を活用いたしまして、山口国体・山口大会競技会場周辺の清掃活動を支援するための経費を計上いたしております。

同じページ下段の4項清掃費の2目塵芥処理費につきましては、クリーンセンター整備・運営事業における市道のつけかえに伴います、電柱等の移転経費を計上いたしております。

次に、22ページの5款労働費1項労働諸費の1目労働諸費につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして実施することといたしておりました、留守家庭児童学級の運営経費等を減額いたしまして、雇用の創出を図る新たな事業等といたしまして、住民基本台帳サーバー導入データ照合作業、市営墓地台帳整備事業、市内中小企業実態調査実施事業、図書館未整理郷土資料整備事業、市道敷地内清掃整備事業、河川敷内清掃事業、都市公園等樹木調査事業にかかわります所要の経費を計上いたしております。

次に、24ページ上段の6款農林水産業費1項農業費の2目農業総務費につきましては、山口県農業者戸別所得補償制度推進事業の事務費を増額いたしますとともに、新しく、地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の皆様を支援するために、環境保全型農業直接支払交付金を計上いたしております。

次に、同じページ下段の8款土木費6項都市計画費の1目都市計画総務費につきまして

は、権限移譲を受けます屋外広告物の許可に関する事務に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、26ページ上段の9款消防費1項消防費の3目消防施設費につきましては、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車の更新整備に係る所要の経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の10款教育費1項教育総務費の3目教育指導費につきましては、先ほど民生費で御説明申し上げましたが、保育所AED設置事業補助金と同様、新たに、幼稚園AED設置事業補助金を計上いたしております。

28ページ上段の4項社会教育費3目文化財費につきましては、県指定の国分寺楼門の修理にかかわります補助対象事業費が増加することとなりましたため、市が負担する補助金の増額を計上いたしております。

同じページ下段の5項保健体育費3目体育振興費につきましては、先ほど市長が行政報告でいたしましたとおり、防府スポーツセンターのプールを閉鎖することとなりました。このため、新プールの整備に向けた協議を行う委員会を設置することといたしまして、その開催に係る経費を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を8億4,478万2,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 教育費、先ほどプールの件で報償費というのが出てまいりました。

そこで、昭和50年、58年に開設されたプールでございますが、利用者について、先ほどの経営状況報告の中に22年度はありましたけど、当初からの推移を少し、10年刻みぐらいで教えていただきたいのと、それと、収支について、どのように推移してきたのかということをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 利用者につきましては、ちょっと過去5年間の資料しか持ち合わせておりません。

で、5年前、平成18年度の利用者が、合計で1万6,862人でございます。それから、22年度が1万7,434人でございます。で、この過去5年間の状況を見ますと、ほぼ1万7,000人前後で推移しております。

それと収支の状況ですが、これは経費のほうに、その年、修繕があつたりして、ちょっと上下しておりますが、大体経費から収入を差し引きました差額が六百数十万円から

800万円ぐらいのマイナスになっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 本来なら、暫時休憩でもしてもらって、ちょっと調べていただきたいんですが、お昼も回っているということで、皆さん、おなかがすいていると思いますが、当初、かなりの利用者がございました。5万、6万はいておりました。これは関係者の方からちょっとお聞きしたんですけど、いておりました。

それから考えると、今言われた、22年度1万7,000というのは3分の1、大変な激減になっておるわけですが、そういうところまでちゃんと調査され、ただ、老朽化がひどいから新しいものをつくりかえるというのではなく、そのニーズとか利用度、いろいろな角度から検討された結果、新しい施設をつくと決められたのかどうか、この点についてお尋ねします。

それと、恐らく今、5年ぐらいしか把握してないということでありましたので、利用者は大変激減しております。その理由について、どのように分析されているか。恐らく、それも今、ないとは思いますが、あればお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） ちょっと過去の資料を持ち合わせてなくて申しわけありません。

ただ、こういう資料は、当然あると思いますし、最近、少ない理由につきましては、やはり施設がだんだん老朽化しているということが、一番大きい理由だろうというふうに考えております。

ですから、今後、新しいプールをつくる際には、周辺のプール等も十分研究いたしまして、市民の皆様にご覧いただけるようなプールを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 21番、三原議員。

○21番（三原 昭治君） 別に私は、プールを新設することについて反対も賛成も今、思っておりませんが、今のような答弁では、なかなか、本当にきちんと考えられて、検討されて、新設へという方向を決められたのかどうか、大変疑問に感じております。

これから検討委員会等を設けられるということですが、つくるありきではなくて、本当に必要なのかどうか。今、申しました利用者の激減、その他利用者の声等々、いろいろな面から声を聞きながら、進めていただいてほしいということを申して質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 予算書の21ページの塵芥処理費についてお尋ねをします。

これは先日、予算案の説明会のときに、私の長年の経験からして疑問に感じたので質問をしましたが、なかなか私の頭の中、理解を得られる回答が得られなかったんで、再度、お尋ねをします。

先ほどの副市長の提案理由の説明では、ここでは、市道のつけかえに伴う電柱の移設費だというふうに説明を受けました。

だとするならば、先ほど議案第44号で審議をされ可決をされました、整理番号08-025番、築地横入川線のことを言っているんだと思いますが、それでよろしいのかどうか、まず1点。

2点目は、もしそうだとすれば、もとの廃道する前の築地横入川線に対する電柱の設置について、中国電力に専用許可を与えているのではないかと思います、専用許可の申請に当たって、一般的にはそうなんですが、申請に当たって、今後、道路のつけかえ、あるいは拡幅等々、電柱の移設が生じた場合には、電柱の移設については、申請者、要するに中国電力の負担でもってやりますという項目が入っているというふうに私は信じておりますが、それが入っている道路かどうか。

で、もし入っているとすれば、これについて補償を払うなんてのはもってのほか、単なるつけかえ道路なんですよ、先ほど議案出ましたように。

ということで、なぜ、ここで補償補てん及び賠償金が上がらなければならないのか、お尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 物件移転補償費でございますが、先ほど壇上で、道路のつけかえということがありましたけども、基本的には、今、議員さんがおっしゃいますように、道路管理者の事情で私用電柱をのける場合、拡幅等によつてのける場合は、おっしゃいますように、専用許可の中の条件として、これは申請者が見なければいけないということがございます。

ただ、今回につきましては、旧道を拡幅等々いらうわけではなくて、電柱を撤去して、その後、クリーンセンター廃棄物処理施設用地に使うということで、原因者が違うという判断のもとに、これも中国電力に交渉しましたけども、道路管理者がそれを拡幅し、改良し、使う道路ではないということから、これは中電は持てないと、中電の負担にならないということで、廃棄物処理施設所管課でありますクリーンセンターのほうで持つと、こういうことになった次第でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） その拡幅だけじゃなくて、道路のつけかえだって今までは幾つもあるんですよ。で、道路を別のところに新設して、前の道は廃道敷にするというところは、牟礼だってどこだってありますよ。

そのときだって、じゃあ、土木建設部長にお尋ねしますが、原因はどうであれ、道路をつけかえるというときに、つけかえて、もとの道路は廃道にすると。廃道にして民間に売る場合もあるし、そのまま花壇にする場合もあるし、いろいろあるんですよ、クリーンセンターが使うだけじゃなくて、どこが使うかもしれませんが。

そういう場合、別の道路をつけかえたときの移設については、補償補てん及び賠償金で払っていたかどうか、お尋ねをします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 道路は、新たに新設したような場合、旧の道路にある電柱につまましてですが、中電さんなりNTTなりの事業者さんが、新たな道路に電柱を設置したいというようなことがありましたら、それは事業者のほうで負担しておられるというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 適切な回答になってないと思うんですよ。

小さい道路であって、そこに電柱が立って、もちろん専用許可を与えて、そしてその道路ではあれだということをつけかえて、例えばバイパスをつくるといって、つくって、その前の道路、もとの道路は廃道敷にすると、廃道にすると、廃道にして地元払い下げる場合もありましょうし、あるいは、町内会の花壇にする場合もありましょうし。

だけど、そこに電柱があっては邪魔だから、新しい道に電柱をつけかえてくれというときに、補償補てん及び賠償金を払っているかどうかを聞いているんですよ。そういう事例は、僕は絶対ないと思っていますよ。

だから、この場合でも、少なくとも、そのクリーンセンターの用地として使うかどうかというのは後から考えることなんですよ。

要するに、道路管理者として道路をつけかえたいと、新しい道につけかえたいと。たかだか――幾らもらっているか知りませんが、答えてもらえりゃ一番ありがたいんですが、この電信柱が何本あるんか知りませんが、年間の専用料なんていうのは1,000円以下じゃないかなという思いもしますが、払う補償金は117万円、大した額ですよ。

もし、クリーンセンターであったとしても、もともと道路管理者として専用許可を与えたときの条件のものがあるわけですから、それは市長が専用許可を与え、市長が条件もつけているんですよ。クリーンセンターの管理者も市長なんですよ。

だから、その専用許可の条件とかいうものを、そのままクリーンセンターが受け継げばいいですよ、その権利を、受け継ぐべきなんですよ。なぜそこに117万円も金を払わんにゃいけないのか。それじゃったら、つけかえてもらわんで、電信柱の専用料を払わんでええからって貸さんにゃええんですよ。そんな中国電力の言いなりにするというのは、僕は執行部の怠慢だと思いますよ。交渉の仕方でも何ぼでも取れるんですよ、払わんでも済むんですよ。

まず、土木建築部長に、そういう今までの道では不都合があるから、道をバイパスみたいな感じで、今は短くていいんですよ、100メートルぐらいの道でしょうが、つけかえて、前の道を廃道敷にすると。

坂本あたりにもありますよね、僕も見に行ったことがあります、民間の人が、それを払い下げてくれんかというところがありましたよね。

そういうもとの道は廃道敷にする。しかし、廃道敷にするけど、そこに電信柱が立っておっては邪魔なんで移設をしてくれといったときに、補償補てん賠償金を払うか払わないか、明確に答えてください。

○議長（行重 延昭君） 何なりと表現してください。土木都市建設部長。休憩ですか。暫時休憩いたします。

午後0時30分 休憩

午後0時37分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 専用の許可につきましては、道路管理者が行います道路工事に伴う移設につきましては、条件で、無償で移転いたしていただいておりますけれども、その他の工事につきましては、有償で移転ということになっております。

それと、道路のつけかえによって、新たに廃道になった部分の電柱につきましては、特に、道路側としましては移転の必要が生じませんので、そういった移転補償費を支払って移転したような事例はございません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） よう聞こえませんでした、はっきり申し上げまして。うじうじ言いよってですが、要するに道路工事なんですよ。

築地横入川線が長かったと。その下のほうで利用されるいろんな倉庫業の方、あるいは

いろんな衛生者等がありますが、その人たちが利用するのに、便利に南側につけかえたと。そうすることによって道路は短くなったんですよ。要するに、道路の事情なんですよ。

その後、廃線、廃道敷にした後、クリーンセンターが使うか使わんかということは、その土地の持ちちよる人がすることですよ。あるときには、地元に貸したり、あるいは払い下げたりということはあるでしょう。後の話なんですよ、クリーンセンターがどうのこのというのとは。

だから、その道路改良で道路をつけかえたと。だから、補償補てんは払いませんよと、堂々たる理由なんですよ。

いずれにしましても、僕は、こんな無駄な117万円という非常に大きいですよ。敬老祝い金、100円ずつへずられました、大方これが出ますわね。市の、ある意味、怠慢で、努力すりゃできることで、こういうことになるというのは非常に残念です。このことも含めて教育民生委員会では、徹底的に審議をしていただくということをお願いして質疑を終わります。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） いろいろ疑問等あるようでございますが、今おっしゃいましたように、道路のつけかえが先だというふうにおっしゃいましたが、そうではなくて、初めに、道路を動かすきっかけとなったのは、一応、廃棄物処理施設をつくるというところからスタートをしております。

原因者は、あくまで廃棄物処理施設をつくろうとするクリーンセンターということで、これも私どもも、そういう補償については、できたら払いたくないですから、中電とも交渉しました。かなり交渉しました。

しかしながら、原因者はやはり廃棄物処理施設にあると。で、これが道路管理者の都合で、主要電柱移転という場合は、確かに申請者の負担ですけれども、そうではないという状況があるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 予算書の19ページ、27ページに、保育所、幼稚園のAED設置事業ですけれども、これに関してAEDの今、設置個数も普及してきたわけでありまして、かなりAEDの1個の単価も安価になったのではなかろうかと思っておりますが、一般的に、1台のAED購入金額というのは、いかに今、相場でなっているのか、お伺いします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今、予算を計上しておりますのは、補助金の限度額、

45万円として計上しております。これは見積もりの結果によりまして、こういう金額にしております。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 大体どれぐらいするものかというのをちょっと聞いたんですけども、45万円以上するものもあると。いわゆる子ども用の分は少し高いように思われます。

で、大体どれぐらいになるかというのにはわかりませんが、45万円以上するものもあるというふうには聞いております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 26番、山下議員。

○26番（山下 和明君） 大人用であれ、子ども用で、幼児用であれ、パットが違うとか、そういった形での使い分けになっているだろうと思うんですが、1台購入、限度額は45万円ということで、25園、保育所と幼稚園、合わせてですが、市の保育所であれば、これリースではないかと思うんですが、どう考えても、この要望のあった保育所、幼稚園の25園に、限度額45万円という、こういう、いわば事業というものを考えてみても、25台一括して入札したほうが、いわば、1個に当たる購入額というものは安価になるんじゃないかなと。

で、当然25園ということで、25台分の予算がここに1,125万円ほど上がっておるわけでありますので、国なり県のそうした補助事業によって出ているわけですから、その分、他の子育て支援事業だとか、子ども安心事業に充てていくほうが、より効果的な対応じゃないかなと思うんですよね。

その辺について、庁内での横断的な話し合いとか、がされたんじゃないかなと思うんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 今回のAEDの設置ですけれども、県の安心こども基金で100%補助でございまして、県のほうの要望とか、こういう事業ですよということで、1台45万円を限度に、いわゆるAEDを設置してくださいということでございます。

ですから、ほかの事業に充てられるかといえば、これは充てられないわけではございまして、また、安心こども基金で使える事業ができましたら、また、そちらのほうで考えるということで、これについては、いわゆるAEDしか買えないということになっております。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第49号については関係各常任委員会に付託と決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

次の本会議は、6月15日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。

お帰りの際、賛否報告書を事務局まで提出していただきますようお願いいたします。大変お昼が下がってお疲れでございました。

午後0時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年6月9日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 弘 中 正 俊

防府市議会議員 大 田 雄二郎